

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

感染症及び食中毒の予防並びまん延防止のための規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する福祉サービスの利用者の居宅や事業所における感染症及び食中毒（以下「感染症等」という。）の予防並びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

(感染症等の予防及びまん延防止のための体制)

第2条 感染症等の予防及びまん延防止（以下「感染症等の防止」という。）の対策を検討するために、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また、委員会の責任者は本会の事務局長とする。

2 委員会の委員は、本会の事務局長及び総務企画課課長、支所長、事業所の管理者、本会職員を代表する者、その他本会会長が必要と認めた者とし、委員長には事務局長を副委員長には、委員長の指名した者を充てる。

3 委員会には、感染対策担当者（以下「担当者」という。）を1名置き、担当者は総務企画課課長とする。委員会は委員長が召集し、概ね6か月に1回以上定期的に開催するほか必要に応じて開催し、検討結果を職員に対して周知徹底する。

4 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 感染症等の予防対策及び発生時の対策の立案
- (2) マニュアル等の作成
- (3) 感染症等対策に関する、職員への研修・訓練の企画及び実施
- (4) 利用者の感染症等の既往の把握
- (5) 利用者・職員の健康状態の把握
- (6) 感染症等発生時の対応と報告
- (7) 感染対策実施状況の把握と評価

5 委員会は職員に対して、感染症等対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに規程に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

- (1) 新規採用者に対して、新規採用時に感染症等対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 全職員を対象に、定期的な研修を年1回以上行う。
- (3) 外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。

6 委員会は感染症等が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染症等防

止対策をした状態でケアの演習等の訓練を全職員対象に、定期的に年１回以上行う。

（平常時の対応）

第３条 事業所内の衛生管理として感染症等の防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

２ 職員の標準的な感染症等対策として、職員は、感染症等の防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがいを行う。

３ 介護職員等の感染症等対策として、介護職員等は利用者宅等で介護する場合の感染対策として、以下の事項について徹底する。

（１）検温、手洗い、手指消毒、うがい、マスクの着用

（２）１ケアごとに手洗い、手指消毒、居室の清潔及び換気を行う。

（３）食事介助の前に、必ず手洗いを行う。特に、排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いを行い、介護職員等が食中毒病原体の媒介者とならないよう注意を払う。

（４）排泄介助（おむつ交換を含む）は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は１ケアごとに取り替える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う。

（５）膀胱留置カテーテルを使用している場合、尿を廃棄するときは使い捨て手袋を使用してカテーテルや尿パックを取り扱う。

（６）チューブ類は感染のリスクが高いため、経管栄養の挿入や胃ろうの留置の際は使い捨て手袋を使用して、特に注意する。

（７）喀痰吸引の際は飛沫や接触による感染に注意し、チューブの取り扱いには使い捨て手袋を使用する。

（８）血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触れることがないよう必要に応じて使い捨て手袋を使用する。

４ 職員は、日常の観察において、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、主治医や看護師に知らせる。

〈注意すべき症状〉

主な症状	要注意のサイン
発熱	・ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなど全身状態が悪い。 ・発熱以外に、嘔吐や下痢などの症状が激しい。

嘔吐	・発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもある。 ・発熱し、体に赤い発疹も出ている。 ・発熱し、意識がはっきりしていない。
下痢	・便に血が混じっている。 ・尿が少ない、口が渇いている。
咳、咽頭痛、鼻水	・熱があり、たんのからんだ咳がひどい。
発疹(皮膚の異常)	・牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢の関節の外側、骨の突出した部分など、圧迫や摩擦が起こりやすいところに多く見られる。非常に強いかゆみがある場合も、まったくかゆみを伴わない場合もある。

(感染症等の発生時の対応)

第4条 感染症等が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

(1) 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無(発生日時を含む)について把握し、管理者または事業担当者に報告する。特に感染症については、濃厚接触者の状況把握に努める。

(2) 事務局長または支所長は、管理者または事業担当者から報告を受けた場合、本会内の職員に必要な指示を行うとともに、前号に該当する時はその受診状況、診断名、検査、治療の内容等について保健所に報告するとともに、関係機関と連携を図る。

2 職員は感染症等が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

(1) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと

(2) 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと

(3) 利用者の主治医や看護師の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて居宅内の消毒を行うこと

(4) 必要に応じて利用者の主治医や保健所に相談し、技術的な応援の依頼及び指示を受けること

3 感染症等が発生した場合は、利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関に報告して対応を相談し指示を仰ぐ等、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。

(その他)

第5条 本会は、一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

2 感染症対策に関するマニュアル等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する

2 この規程は、令和6年8月1日から改正実施する。

3 この規程は、令和7年4月1日から改正実施する。